

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成28年11月16日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600311 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600189 号

## 第 1 結論

請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 19 年 \* 月 \* 日、喪失年月日を平成 23 年 1 月 1 日に訂正し、標準報酬月額については、平成 19 年 \* 月 \* 日から平成 20 年 8 月 1 日までは 28 万円、平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 1 月 1 日までは 22 万円、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 1 月 1 日までは 24 万円とすることが必要である。

平成 19 年 \* 月 \* 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 \* 月 \* 日から平成 23 年 1 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 \* 月 \* 日から平成 23 年 1 月 1 日まで

私は、平成 18 年 6 月に A 事業所に入社し、B 職として平成 22 年 12 月末まで勤務していたが、退職後に年金事務所が記録を取り消したことにより、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。

請求期間当時も A 事業所に勤務しており、厚生年金保険料も控除されていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

雇用保険の記録、課税庁から提出された「②給与支払報告書 (個人別明細書)」 「平成 21 年分給与所得の源泉徴収票」 「平成 22 年分の所得税の確定申告書 B」、請求者、年金事務所及び同僚から提出された給与明細書並びに金融機関から提出された預金取引明細表により、請求者は、請求期間において A 事業所に勤務し、給与の支払を受け、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により当該給与から

控除されていることが認められる。

一方、オンライン記録によると、「C事業所」は、請求期間において厚生年金保険の適用事業所になっていたところ、年金事務所が現地調査等を実施した結果、個人事業主として記録されていた者が平成 19 年\*月\*日に死亡していることから、年金事務所が職権により平成 27 年4月8日付けで、請求者に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日を平成 23 年1月1日から平成 19 年\*月\*日まで遡って訂正し、また、平成 19 年\*月\*日以降のすべての同僚の厚生年金保険被保険者記録を取り消し、平成 27 年4月9日付けで同事業所が平成 19 年\*月\*日まで遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、複数の同僚の雇用保険記録及び陳述により、A事業所は、請求期間において5人以上の従業員がいたことが確認できる上、日本年金機構D事務センターは、同事業所が常時5人以上使用する適用事業所である旨回答していることから、同事業所は、請求期間において厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

これらを総合的に判断すると、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 19 年\*月\*日、喪失年月日は平成 23 年1月1日であると認められる。

また、請求期間のうち、平成 20 年8月1日から平成 21 年1月1日までの期間及び平成 22 年12月1日から平成 23 年1月1日までの期間については、請求者及び年金事務所から提出された給与明細書により、請求者は、報酬月額に相当する標準報酬月額（平成 20 年8月は 24 万円、平成 20 年9月及び同年 10 月は 28 万円、平成 20 年11月は 26 万円、平成 20 年12月は 24 万円、平成 22 年12月は 26 万円）より低い標準報酬月額（平成 20 年8月から同年 12 月までは 22 万円、平成 22 年12月は 24 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、請求者及び年金事務所から提出された給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 20 年8月1日から平成 21 年1月1日までは 22 万円、平成 22 年12月1日から平成 23 年1月1日までは 24 万円とすることが必要である。

さらに、請求期間のうち、平成 19 年\*月\*日から平成 20 年8月1日までの期間及び平成 21 年1月1日から平成 22 年12月1日までの期間については、上述の給与支払報告書、源泉徴収票及び確定申告書並びに同僚から提出された給与明細書により、平成 19 年\*月\*日から平成 20 年8月1日までは 28 万円、平成 21 年1月1日から平成 22 年12月1日までは 24 万円の標準報酬月額に見合う厚生

年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、平成 19 年\*月から平成 22 年 12 月までの期間において、A事業所は上述のとおり厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、事業主から厚生年金保険新規適用届が提出されていなかったと認められることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の平成 19 年\*月から平成 22 年 12 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600326 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1600190 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所 (現在は、B 事業所 C 出張所) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 51 年 4 月 30 日から同年 8 月 30 日まで  
請求期間について、A 事業所 D 出張所で E 職として勤務していたが、厚生年金保険の記録がないので、年金額に反映される記録として訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された履歴書、F 職 (E 職を含む) の給与及び社会保険適用事務を管掌する B 事業所からの回答並びに陳述により、請求者は、請求期間に A 事業所 D 出張所において、E 職として勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 事業所は、E 職については、昭和 \* 年 \* 月 \* 日以前は厚生年金保険に加入させていなかったことから、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨回答しているところ、同事業所から提出された「G 規則」には、E 職が厚生年金保険の被保険者となる要件が規定されており、当該規則は昭和 \* 年 \* 月 \* 日から実施されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 事業所 (現在は、B 事業所 C 出張所) は請求期間において適用事業所であった記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。